金融安定化に向けた国際的な取組みから

2 0 0 5 年 1 月 信用機構局^(注1)

日本銀行を含む世界の中央銀行・金融監督当局は、金融安定化フォーラム、ジョイント・フォーラム、バーゼル銀行監督委員会等において、国際的な金融安定化に向け、国際金融市場の問題点の把握や国際的なルール作り等の取組みを行っている。そうした取組みには、共通の背景や認識に基づき相互連携して行われているものがある。

本稿では、まず、「概論」として、最近におけるこのような取組み状況を、フォーラムや委員会毎に鳥瞰的に紹介する(複数の先が連携して取り組んでいるものについては、主管先に記載)。次に、「各論」として、各種フォーラムや委員会が最近公表した成果について、背景や内容を中心に解説する。なお、本稿で採り上げた各種フォーラムや委員会の概要については、後掲BOXを参照。

1. 概論 最近の主な取組み

(1)金融安定化フォーラム

金融安定化フォーラムは、1999年の設立以来、 国際金融安定化を主題として総合的な検討を 行ってきている。2004年9月8日・9日には、 米国ワシントンDCにおいて、第12回会合が開催された(注2)。今回の会合では、金融市場の背景にあるマクロ経済情勢については、前回会合(2004年3月、イタリアのローマにて開催)以降改善したとの見方が一般的であった。また、金融システムにおける資本の水準も強化されているとの見方が示された。一方で、従来からの関心事項として、オフショア金融センター、信用リスク移転、再保険、ヘッジ・ファンド等について議論が行われた。同時に、金融セクター規制の標準化に関する進展や課題等についても議論が行われた。

(2)ジョイント・フォーラム

ジョイント・フォーラムは、金融安定化フォーラムの要請を受け、信用リスク移転市場の実態を整理し、市場参加者や監督当局に向けた提言を盛り込んだ市中協議ペーパー(「信用リスク移転」)を取り纏め、2004年10月21日に公表した。

また、ジョイント・フォーラムは、金融機関による業務のアウトソーシングが増加していることを踏まえ、同年8月2日、「金融サービスにおけるアウトソーシング」と題する市中協議

⁽注 1)本稿の作成に当たっては、金融市場局、国際局の協力を得た。

⁽注 2) 国際決済銀行のホームページから、プレス・リリース (" Financial Stability Forum held its Twelfth Meeting ") を入手可能 (http://www.bis.org/press/p040910.htm)。

ペーパーを公表した。

(3)バーゼル銀行監督委員会

バーゼル銀行監督委員会(以下「バーゼル委」)では、1998年以降、現行の自己資本比率規制についての合意(BIS規制)の見直し作業を進めてきたが、2004年6月26日、G10中央銀行総裁・監督当局長官会合の承認を得て、新規制案(バーゼルー)「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化:改訂された枠組」を公表した。これをもって、現行BIS規制の見直し作業は大きな節目を迎え、新規制の枠組み策定から、実施準備に重点が移ることとなった。

こうした中、バーゼル委は、バーゼル において銀行勘定の金利リスクに対して適用される「第二の柱」(監督上の検証)を解説するため、1997年9月19日に公表した金利リスクの管理のための諸原則に関するペーパーを改訂し、2004年7月14日に公表した(「金利リスクの管理と監督のための諸原則」)。また、主に非G10諸国を念頭に、バーゼル への移行時期・手順等を検討する上で考慮すべき事項を取り纏め、同月、公表した(「バーゼル の実施:実施に当たり考慮すべき事項」)。

これらバーゼル に関連したペーパーのほか、バーゼル委は、2004年10月6日、連結ベースの顧客確認に関するガイダンスを提示したペーパー(「顧客確認に係る連結ベースのリスク管理」)を公表した。また、EUにおける国際財務報告基準(IFRS)の導入等を控えて、IFRS

が規制上の資本へ与える影響及び対応の必要性を検討し、同年6月、7月、12月にプレス・リリースを公表した。

(4) 支払・決済システム委員会

支払・決済システム委員会(以下「CPSS」)は、証券監督者国際機構(以下「IOSCO」)専門委員会と共同で策定した「清算機関のための勧告」を2004年11月24日に公表した。これは、CPSSとIOSCO専門委員会が2001年11月に策定した「証券決済システムのための勧告(注3)」(証券決済システムが最低限満たすべき19の基準)に続き、証券取引の清算機関に対象を絞って、より具体的かつ包括的な勧告を策定したもので、2004年3月に公表した市中協議報告書に対して寄せられたコメントを反映した最終報告書である。

2. 各論 最近の公表ペーパー

(1)信用リスク移転(注4)

ジョイント・フォーラムは、2004 年 10 月 21 日、「信用リスク移転」と題する市中協議ペーパーを公表した(コメント期限:2005 年 1 月 28 日)。

本ペーパーでは、クレジット・デリバティブ及びシンセティックCDO(債務担保証券)(注5) 両商品を中心に行った信用リスク移転市場の実態調査を踏まえて、金融システムの健全性の観点から、リスク管理の強化、ディスクロージャーの充実、監督当局のノウハウの深化に向けた 17 項目

⁽注 3)原題: Recommendations for securities settlement systems。国際決済銀行のホームページから入手可能(http://www.bis.org/publ/cpss46.htm)。なお、報告書の邦訳は日本銀行のホームページから入手可能(http://www.boj.or.jp/intl/01/bis0111b.htm)。

⁽注 4)原題: Credit Risk Transfer。国際決済銀行のホームページから入手可能 (http://www.bis.org/publ/joint10.htm)。

⁽注 5) クレジット・デリバティブを組み込んだ証券化商品。

にわたる提言がなされている。

具体的には、実態調査の結果、こうした取引に伴い実際にも信用リスクが確実に移転されていると判断されること、また、その中で特定の先や業態に信用リスクが集中してしまっているような状況は発見されなかったこと、等が指摘されている。また、 市場参加者が信用リスク評価モデルのリスク、ドキュメンテーション・リスク、オペレーショナル・リスクーション・リスク、オペレーショナル・リスクーション・リスク、市場流動性リスク等で理能力を当局は、急速のでいく必要があるにか、監督体制を定期的に見直している。要があるほか、監督体制を定期的に見直している。

(2)金融サービスにおけるアウトソーシング(注6)

金融機関による業務の第三者へのアウトソーシングが世界的に増加しているとともに、その内容もまた複雑さを増しており、金融機関や監督当局に様々な問題を提起している。こうした状況を踏まえ、ジョイント・フォーラムは、アウトソーシングに関する基本原則を作成するための作業部会を設立して検討を進め、2004年8月2日、「金融サービスにおけるアウトソーシング」と題する市中協議ペーパーを公表した(コメント期限:2004年9月20日)。

本ペーパーは、金融セクターにおけるアウト ソーシングの動向を検証するとともに、アウト ソーシングがコスト削減や戦略的目的達成の手 段として用いられていることを紹介しつつ、ア

ウトソーシングが金融機関に及ぼし得る潜在的 なリスクを記述している。その上で、本ペーパー は、規制を受ける金融機関向けに、アウトソー シングに関するリスク管理の諸原則を提示して いる。こうした原則には、アウトソーシングの 適切性を評価するための明確な運営指針や、具 体的なリスク管理プログラムを確立すべきこと、 アウトソーシング先との関係が重要事項の全て を明記した契約書により規律付けられるべきこ と、等が含まれる。本ペーパーはまた、監督当 局向けに、金融機関のアウトソーシングに関す るリスクを検証するうえでの一般的な原則を提 示している。さらに、アウトソーシングに関す る各国における規制・監督上のアプローチや、 様々な国における実例を用いたケーススタディ も紹介している。

なお、本ペーパーで提示されている諸原則は、基本的かつ業態横断的(high-level and cross-sectoral)なものである。一方、IOSCOでは、ジョイント・フォーラムと連携をとりつつ、証券業界に固有の諸原則を作成している。バーゼル委及び保険監督者国際機構(IAIS)では、今後、銀行セクター及び保険セクター向けの追加的なガイダンスの要否が検討される。

(3)金利リスクの管理と監督のための諸原則(注7)

バーゼル委は、2004年7月14日、「金利リスクの管理と監督のための諸原則」の改訂版を公表した。

バーゼル では、銀行勘定の金利リスクを「第 一の柱」(最低所要自己資本比率)に含めず、

⁽注 6) 原題: Outsourcing in Financial Services。 国際決済銀行のホームページから入手可能 (http://www.bis.org/publ/joint09.htm)。

⁽注 7)原題:Principles for the management and supervision of interest rate risk。国際決済銀行のホームページから入手可能 http://www.bis.org/publ/bcbs108.htm)。 なお、ペーパーの邦訳は日本銀行のホームページから入手可能 (http://www.boj.or.jp/intl/04/bis0407a.htm)。

「第二の柱」(監督上の検証)の対象としている。本ペーパーは、金利リスクに関する「第二の柱」についての運用指針を具体的に示したもので、銀行の金利リスク管理のサウンド・プラクティスに加えて、監督当局による検証のあり方等を示している。

銀行勘定の金利リスクには、銀行勘定で保有する、貸出や債券などの資産、普通預金や定期預金などの負債、スワップやオプションなどのオフバランスシート・ポジションから発生する金利リスクがある。本ペーパーにおいて、銀行は、その内部システムによりこれらの金利リスクを正確に補捉することが求められており、その水準に見合った資本を有していることが期待されている。

また、銀行は、「標準化された金利ショック」のもとで経済価値がどの程度低下する可能性があるか、を示す内部計測結果を当局に提供することが求められている。「標準化された金利ショック」としては、 上下 200bp のイールドカーブのパラレルシフト(平行移動)、 保有期間1年(240営業日)、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1ないし99パーセンタイル値、などが示されており、そのいずれかを採ることとされている。

「標準化された金利ショック」のもとで Tier 1 と Tier 2 の合計額の 20%を超える経済価値の低下が生じる銀行は「アウトライアー(outlier)銀行」と定義されている。監督当局は、アウトライアー銀行の自己資本充実度に対して特に注意

を払わなければならない。なお、アウトライアー 銀行に該当したことのみをもって、自動的に自 己資本の賦課が求められるものではない。

(4)バーゼル の実施:実施に当たり考慮すべき事項^(注8)

バーゼル委は、2004年7月、各国監督当局が バーゼル を実施するに当たり考慮すべき事項 を取り纏め、公表した(「バーゼル の実施: 実施に当たり考慮すべき事項」)。

バーゼル委は、「近い将来にバーゼル へ移行 することが、全ての非G10諸国において監督の 強化という観点から第一位の優先課題となると は考えていない。そうした場合、各国監督当局 は、バーゼル 実施のタイムテーブルと手法を 策定するに当たり、バーゼル が自国銀行シス テムにどのような利益をもたらすかを注意深く 検討すべきである」としている。こうした考え 方を背景に、本ペーパーでは、主に非G10諸国 を念頭に、 自国における優先課題の評価、 バーゼル の適用範囲の決定、 3つの柱それ ぞれの実施の段取り・意義、 法的枠組み及び 監督上の枠組みの検証・修正、経営資源及び 人材育成、について記述している。

(5)顧客確認に係る連結ベースのリスク管理(注9)

バーゼル委は、2004年10月6日、「顧客確認に係る連結ベースのリスク管理」と題するペーパーを公表した。本ペーパーは、同委員会が2001年10月4日に公表したペーパー「銀行の顧客確

⁽注 8)原題: Implementation of Basel : Practical Considerations。国際決済銀行のホームページから入手可能(http://www.bis.org/publ/bcbs109.htm)。

⁽注 9) 原題: Consolidated KYC Risk Management。国際決済銀行のホームページから入手可能(http://www.bis.org/publ/bcbs110.htm)。なお、"KYC"は、"know-your-customer"を略したもの。

認(注10)」を補足するものである。

「銀行の顧客確認」では、銀行が犯罪者に利用されることにより世間一般の信用を失うリスク(所謂レピュテーショナル・リスク)やリーガル・リスク等について注意が喚起され、新規顧客を受け入れる際に銀行が行うべき人物確認や、取引開始後に継続的に行うべきモニタリングに関するベスト・プラクティスが呈示された。これに対し、今回公表されたペーパーでは、銀行が複数国で業務を行っている場合に、こうした一連の顧客確認を如何に行うことが望ましいかが論じられている。

本ペーパーでは、クロスボーダーで実効的な顧客確認を行うために不可欠な条件として、銀行の本部と国外拠点の間に組織的な情報交換とリスク管理の体制が整っていること、また、母国と現地の銀行監督当局の間にも緊密な協力関係が存在し、かつ、両国間で関係情報を交換することについて法的な障害がないことの重要性が強調されている。

(6)国際財務報告基準(IFRS)の導入に 伴う規制上の対応

バーゼル委は、EUにおける国際財務報告基

準(IFRS)(注11)の導入等を控えて、IFRSが規制上の資本へ与える影響及び対応の必要性を検討した結果、2004年6月8日、7月20日、12月15日に、以下のようなプレス・リリースを公表した。なお、本検討は、あくまでIFRSへの対応を目的とするものであり、BIS規制における資本(分子)の定義の見直しを企図したものではない。

イ、6月8日のプレス・リリース(注12)

監督当局は、以下の項目を銀行規制上の資本から除外する(即ち、会計上の結果を規制上の資本としてカウントしない)ことが適当であろう。

IAS39 (注 13) のもとで資本の部に直接計上される、償却原価で評価される金融商品のキャッシュフロー・ヘッジに係る累積的な利益及び損失

F V O (注 14)(フェアバリュー・オプション) を負債に適用した場合に、銀行自身の信用 力の変化に伴って生じる利益及び損失

ロ、7月20日のプレス・リリース (注15) 当面の間、バーゼル委は、以下の項目に関し

⁽注 10)原題: Customer due diligence for banks。国際決済銀行のホームページから入手可能(http://www.bis.org/publ/bcbs85.htm)。

⁽注 11) 国際会計基準審議会(IASB)が作成する会計基準(IFRS: International Financial Reporting Standards)。 IFRSは、IASBの前身であるIASC(国際会計基準委員会)によって作成された会計基準(IAS: International Accounting Standards)を含めた両者の総称としても用いられる。EUでは、2005年1月から、域内の上場企業が連結財務諸表を作成する基準としてIFRSを採用。

⁽注 12) "Regulatory capital in light of forthcoming changes in accounting standards"。 国際決済銀行のホームページから入手可能(http://www.bis.org/press/p040608.htm)。

⁽注 13)金融商品の認識と測定に関する会計基準。

⁽注 14)企業が当初に指定すれば、任意の金融資産及び金融負債を公正価値で評価し、その損益を損益計算書に計上できるという会計処理(IAS39のもとで認められている)。

⁽注 15) "Capital treatment of certain items under IFRS"。国際決済銀行のホームページから入手可能(http://www.bis.org/press/p040720.htm)。

て、既存の自己資本比率規制の枠組みへ調整を 加えることを求めない。

マーケットリスク規制におけるトレーディング勘定の定義、資本・負債の分類

・会計上の定義、分類の変更に関わらず、 従来の規制上の定義、分類が維持される こととなる。

営業権を含む無形資産、繰延税金資産

・現在の規制上の取扱いが継続されること となる。

年金費用、株式報酬(ストック・オプション)費用、リース

・これらの会計基準の適用に伴って生じる 損益が、規制上の資本の計算にそのまま 反映される(規制上の調整を行わない) こととなる。

八.12月15日のプレス・リリース (注16)

売却可能商品(注17)について

- ・貸出に関する未実現利益及び損失は、規制上のTier 1 及びTier 2 からの控除を検討することが推奨される。
- ・株式に関する未実現利益は、部分的に(注18) Tier 2 に認識することを認めることが適当 であろう。未実現損失は Tier 1 から控除 することが適当。
- ・債券に関する未実現利益及び損失は、貸

出又は株式のいずれかと同様の扱いとすべき。

自己使用目的及び投資目的の不動産について

- ・公正価値モデルが採用される場合 (注19)、 未実現利益を Tier 2 に部分的に認識する ことを認める時には注意が払われるべき である。未実現損失は Tier 1 からの控除 の検討が推奨される。
- ・原価モデルが採用される場合、初めて会計基準が適用される際に認識される未実現利益は Tier 2 への算入が検討されるかもしれない。その場合には当該利益額の開示が求められる。

(7)清算機関のための勧告(注20)

CPSSは、2004年11月24日、IOSCO 専門委員会と共同で策定した「清算機関のため の勧告」を公表した。

清算機関(セントラル・カウンターパーティ = C C P) は、取引(決済)当事者の間に入り、全ての売方に対する買方になると同時に、全ての買方に対する売方になるもので、わが国では、証券取引に係る C C P について、2002 年の証券取引法改正により「有価証券債務引受業」としてその法的根拠や監督の枠組みが明確化された。証券取引に係る C C P は、かねてから先物取引所などで利用されていたが、最近では現物証券

⁽注 16) "Capital treatment of certain items under IFRS"。国際決済銀行のホームページから入手可能(http://www.bis.org/press/p041215.htm)。

⁽注 17) Available-for-sale instruments。IAS39 におけるカテゴリーのひとつで、当該カテゴリーに分類された金融商品の未実現損益は資本の部に直接計上される(わが国における「その他有価証券」にほぼ相当)。

⁽注 18) 例えば、55%のヘアカット又は税効果の勘案等。

⁽注 19) IAS16 (有形固定資産) および IAS40 (投資不動産) では、資産の評価方法として、公正価値モデルと原価モデルが認められている。

⁽注 20)原題: Recommendations for Central Counterparties。国際決済銀行のホームページから入手可能(http://www.bis.org/publ/cpss64.htm)。なお、報告書の抄訳は日本銀行のホームページから入手可能(http://www.boj.or.jp/intl/04/bis0411a.htm)。

の取引所取引や店頭取引において利用される ケースが増えてきている。

CCPを利用すると、取引の相手方がCCPに置き換わるため、CCPが高い信用力を備えるならば、カウンターパーティ・リスクの削減を通じて、決済全体の安全性を高めることができる。一方で、決済リスクがCCPに集中するため、CCPが確固としたリスク管理策を採るとともに、それを裏付けるだけの十分な財務基盤を持つことが必要となる。CCPの利用が拡大し、金融市場におけるCCPのリスク管理の重要性が増大する中、CCPのリスク管理に係る具体的、包括的な基準が求められたことから、2003年2月から具体的な基準策定作業が行われてきた。

公表された15の勧告は、参加要件、信用エク

スポージャーの測定と管理、マージン要件、財務資源、破綻対応手続、オペレーショナル・リスクなどのリスク管理に関する勧告(勧告1~11)に加え、効率性、ガバナンス、透明性、監督・オーバーサイトに関する勧告(勧告12~15)を含む包括的なものとなっている。また、各勧告は、「勧告」、「勧告の説明」、「鍵となる論点(Key issues:勧告の内容を具体化した3~4項目)」、「鍵となる質問(Key questions:「鍵となる論点」の達成状況を評価するための質問)」、「評価分類への当てはめ(Assignment of an assessment category:4段階の評価段階への当てはめ)」から構成されており、勧告の達成状況についての評価メソドロジーを含むものになっている。

[BOX]

本稿で採り上げた各種フォーラム・委員会

1. 金融安定化フォーラム (Financial Stability Forum)

金融安定化フォーラムは、1999年2月に設立されたフォーラムで、各国の財務省、中央銀行、金融監督当局に加え、国際通貨基金(IMF < International Monetary Fund >)、世界銀行、経済協力開発機構(OECD < Organization for Economic Co-operation and Development >)、バーゼル銀行監督委員会、グローバル金融システム委員会、支払・決済システム委員会、証券監督者国際機構(IOSCO)、保険監督者国際機構(IAIS)、などの国際的な機関・委員会の代表も参加している。

2.ジョイント・フォーラム (Joint Forum)

ジョイント・フォーラムは、1996 年にバーゼル銀行監督委員会、証券監督者国際機構(IOSCO < International Organization of Securities Commissions >) 及び保険監督者国際機構(IAIS < International Association of Insurance Supervisors >) の後援により設立された。同フォーラムでは、金融コングロマリットの監督を含め、銀行・証券・保険の各セクターに共通する諸問題の検討を行っている。

3 . バーゼル銀行監督委員会 (Basel Committee on Banking Supervision)

バーゼル銀行監督委員会は、1975年にG10諸国中央銀行総裁会議により設立された銀行監督当局の委員会である。同委員会は、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、スペイン、スウェーデン、スイス、英国及び米国の銀行監督当局並びに中央銀行の上席代表者により構成される。同委員会は通常、常設事務局が設けられている国際決済銀行(バーゼル、スイス)において開催される。

4.支払・決済システム委員会(Committee on Payment and Settlement Systems)

支払・決済システム委員会は、1990年にG10諸国中央銀行総裁会議により設立された。同委員会は、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、香港、イタリア、日本、オランダ、シンガポール、スウェーデン、スイス、英国、米国の中央銀行及び欧州中央銀行の上席代表者により構成される。同委員会では、決済システム問題全般に関する討議・調査・研究や、決済システムに関する各種情報の定期的刊行を行っている。同委員会は通常、常設事務局が設けられている国際決済銀行(バーゼル、スイス)において開催される。